



# 志茂まちづくり ニュース

発行：北区防災まちづくり担当課

第65号  
2025年6月

## 第46回志茂まちづくり協議会（第15回総会）を開催します！

第46回志茂まちづくり協議会（第15回総会）を下記のとおり開催いたします。今年度の活動内容についての意見交換、区の制度紹介、事業の進捗報告等を行う予定です。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

**日時** 令和7年 6月 19日（木） 19:00～

**会場** 志茂ふれあい館 ホールA・B（北区志茂1-34-17）

### ●第46回志茂まちづくり協議会（第15回総会）

まちづくり協議会は、どなたでもご参加いただけます。今年度の協議会の活動内容等について話し合います。みなさまのご参加をお待ちしております！

#### 〈協議会のテーマ〉

1. 今年度の活動内容について
  - ・しもっこフェスティバルについて
2. 事業の進捗報告等
  - ・不燃化特区の取組経過
  - ・道路拡幅の進捗率 など



▲志茂ふれあい館 位置図

★志茂地区のまちづくりの内容は北区のHPからもご覧頂けます。

志茂地区のまちづくり



★事務局問い合わせ先

東京都北区防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 担当:加藤、杉尾、森岡  
【TEL】03-3908-9162

# 『燃え広がらない・燃えないまち』を目指して！

## 不燃化特区制度 ～助成制度のご案内～

助成金を受け取るには  
令和8年1月30日までに  
事業完了届の提出が  
必要です

北区では、「木造住宅密集地域」を「燃え広がらない・燃えないまち」へと改善を図るため、志茂一丁目～五丁目（河川区域を除く）および岩淵町1～37の区域において、東京都より不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定を受け、重点的・集中的な取り組みを進めてきました。助成制度の一部をご紹介します。

### ①老朽建築物の除却

助成金額

最大160万円

※除却に要した費用（税抜）と、区が定める単価を用いて算出した金額を比較し、少ない額を助成します。

#### ■助成の対象となる建築物

★耐用年数2/3を経過している老朽建築物

木造	RC	鉄骨造
15年	32年	13-23年

【参考：法定耐用年数】

#### ■助成の対象となる方

- ★老朽建築物の所有者またはその土地の所有者
- ★個人又は中小企業者等であること（不動産売買又は不動産貸付の業務を行う企業を除く）
- ★住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと

### ②耐火性能の高い建築物への建替

準耐火建築物等または耐火建築物等を建築する場合、建築設計費・工事監理費・建築工事費の一部を助成します。

- 一般建替え 準耐火：80万円 耐火90万円
- 共同建替え  
1.準耐火：200万円 耐火450万円  
2.住宅部分にかかる設計・監理料の2/3の額  
※いずれか少ない額

+

従前の建築物より耐火性能が高い  
建築物に建替えた場合

加算

して助成します。



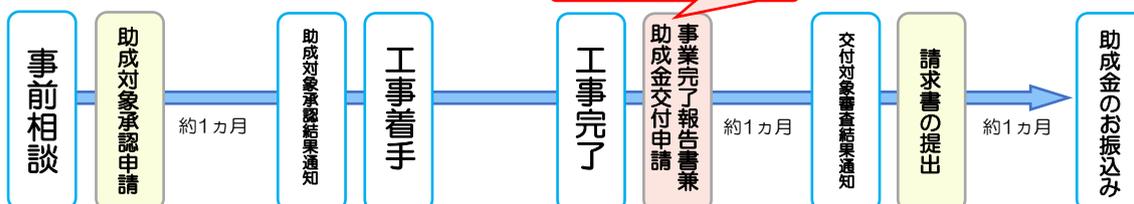
#### ■助成の対象となる建築物

- ★耐火建築物等又は準耐火建築物等
- ★周辺の環境に配慮した形状、色彩
- ★敷地が65㎡以上 ※緩和条件があります
- ★仮設建築物でない
- ★当該地に定められている地区計画に適合する

#### ■助成の対象となる方

- ★5年以内に①の除却助成を受けた者
- ★個人事業者又は中小企業者
- ★新築する建築物の建築主
- ★新築する建築物の所有者
- ★住民税を滞納していない者

各種手続きの流れ



不燃化特区制度に関する  
ホームページ